（様式第1号）

日の出町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書

　　　　年　　月　　日

日の出町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申込者） | 住　　所 |  |
|  | 事業者名 |  |
|  | 代表者名 | ㊞ |

日の出町ふるさと納税返礼品提供事業者として次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　担当者 | 部署名：氏　名： |
| ２　連絡先 | 電　話：メール： |
| ３　添付書類 | □企業案内、返礼品送付時に同封する予定のパンフレット等（□無し）□町内に本社、事業所、工場等を有する個人又は法人等であることがわかる書類 |
| ４　企業概要 |  |

|  |
| --- |
| 申し込みに当たっては、次の事項について誓約します。 |
| □日の出町ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者及び返礼品選定基準をすべて満たします。 |
| □審査において、日の出町が事業者の納税状況や行政処分等の有無などを確認することについて了承します。 |
| □返礼品の生産、製造、サービス提供及び適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。 |
| □個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。 |
| □返礼品の品質、流通および販売等において事故等が生じた時は、当方が一切の責任を負います。 |

↑内容ご確認の上、□欄に☑を記入してください。

返礼品情報について

|  |  |
| --- | --- |
| 品目名 | 町への提供金額 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 地場産品基準のうち該当する類型 | 左記類型に該当する理由 |
|  |  |

配送情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サイズ | 重量 | クール便 |
|  |  |  |

記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| 品目名 | 町への提供金額 |
| 菓子詰め合わせ（3種15個入り） | 3,000円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 地場産品基準のうち該当する類型 | 左記類型に該当する理由 |
| 3 | 町内の工場において原材料の仕入れから、生地作り、焼き上げ、梱包までの工程を行っており、仕入れ時の価格の3倍の付加価値が生じているため。 |

配送情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サイズ | 重量 | クール便 |
| 60サイズ | 2kg | × |

地場産品基準類型

1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

3（熟成肉）・・・地場産品基準第３号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。

3（精米）・・・地場産品基準第３号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。

4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの

　　　（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。

8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。

8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。

9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第５条柱書き）（例：○○pay商品券、△△Pay）